

【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】 各 2 点×10 題 20 点 (10 分)

1. ×	2. ○	3. ×	4. ×	5. ○
6. ○	7. ×	8. ○	9. ×	10. ○

1. 誤りである。認定輸出者の認定は経済産業大臣が行う。
2. 正しい。
3. 誤りである。年間で季節により税率が変化する課税形態を季節関税という。季節関税は生産者保護と消費者保護を同時に行おうとするものである。複合税は従価税と従量税が課される関税形態である。
4. 誤りである。原産品申告書の作成を委託した場合は、原産品申告書(税関様式 C 第 5292 号-3)の「作成者氏名又は名称」に委託の依頼者の氏名又は名称を記載する。
5. 正しい。日 EU・EPA の利用に際し、輸出者による申告の場合は原産品申告書及び「産品が原産性の基準を満たすことの説明」を添えて申請を行うが、書式に限定はなく、同等の内容が記載されていれば、独自書式を用いることができる。
6. 正しい。
注) GATT : 関税及び貿易に関する一般協定、GATS : サービスの貿易に関する一般協定
7. 誤りである。米国国務長官のコーデ・ハルは、保護主義政策に対する反省として、国際貿易機関 (ITO) の設立を推進したが、設立には至っていない。
8. 正しい。記載のとおりに所属を決定することができないものは、当該物品に貴重な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
9. 誤りである。「WORLD TARIFF」は Fedex 社が運営するオンラインの関税データベースであり、同社とジェトロの契約により、日本の居住者はジェトロ経由でアカウントを取得することで当該データベースを利用することができる。
10. 正しい。事前教示制度の利用により、輸入時の関税分類 (HS コード) の解釈違いによる EPA 税率適用不可のリスクを回避することができる。

【 問題2 / 選択式 】 各2点×5題 10点(5分)

1. A 2. A 3. B 4. A 5. B

1. 牛肉についてトレーサビリティ制度を利用している場合は、農畜産品に係る生産証明書に① A. 個体識別番号通知書を代えることができる。トレーサビリティ制度とは当該製品がいつ、どこで、だれによって作られたのかを明らかにすべく、原材料の調達から生産、そして消費または廃棄まで追跡可能な状態にすることである。
2. 日本の領海外で、日本に属する船舶に漁獲され、当該船舶上で加工されたものは日本の完全生産として② A. 取り扱われる。
3. 水産品につき、加工が含まれる原産材料のみからなる原産品として原産地手続きを行うに際して、漁獲者と加工者が同一の場合に省略が可能なのは、③ B. 漁獲証明書である。
4. 特定原産地証明書の指定発給機関は、④ A. 日本商工会議所である。特定原産地証明書とは、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する書類をいう。日本では、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、経済産業大臣が発給機関を指定する。
5. 農畜産品に係る生産証明書及び畜産産加工品に係る製造証明書等について、⑤ B. 各 EPA で様式は問われない。

【 問題3 / 四択択一式 】 各2点×5題 10点(5分)

1. B 2. D 3. D 4. B 5. A

1. 正解は、Bである。
地理的表示 (Geographical Indication) のアルファベット表記はGIである。
2. 正解は、Dである。
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)、通称 TRIPS 協定では地理的表示を含む知的財産権の保護等に関し定められている。ワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約) は、野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種の保護を目的とした条約である。モントリオール議定書はオゾン層保護のためフロンガスなどオゾン層破壊物質の生産や消費を規制する条約である。CBTA (Cross Border Transportation Agreement) とは、メコン地域の越境交通円滑化に関する多国間協定 (越境交通協定) のことである。

3. 正解は、D である。

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、農林水産大臣は不正な地理的表示を行う者に対し、当該地理的表示の削除を命ずることができる。

4. 正解は、B である。

日本において、地理的表示保護制度を所管しているのは農林水産省である。

5. 正解は、A である。

2021年3月末時点で、日本において地理的表示登録を受けた外国産品のフルーツは、ベトナムのルックガンライチである。

【 問題 4 / 語群選択式 】

各 2 点×5 題

10 点 (10 分)

1. h

2. b

3. f

4. e

5. c

※ 同じ番号には同じ言葉が入る。

多くの国にとって (①(h) 農畜林水産物) の輸入における関税減免は自国産業に重大で多面的な影響を与えることから、やや (②(b) 防御的) で複層的な関税体系を採っている。EPA/FTA 協定では徐々に市場を開放しつつ、特惠関税割当や緊急 (③(f) セーフガード制度) などは当面維持し、外国産品流入の衝撃を緩衝する方式を採る例が多い。

(①(h) 農畜林水産物) の関税形態には輸入品の価格に応じて課せられる (④(e) 従価税)、輸入品の数量等に応じて課せられる (⑤(c) 従量税) の他に、この二つを組み合わせた複合税や選択税、輸入される時期に応じて適用される税率が変わる季節関税等がある。EU では農産物や果実に対して季節と輸入価格により変動する複合税をかけている。